

日社福祉2022-252
日医ソ協発第 22-098号
2022年11月21日

厚生労働省 社会・援護局
局長 川又 竹男 様

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久



公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会
会長 野口 百香



実習指導者講習会修了者名簿の性別記載欄の廃止について（要望）

貴台におかれましては、日々福祉の増進にご尽力されていることに感謝申し上げます。

さて、私たちは社会福祉士の職能団体として、実習指導者の養成のため、社会・援護局長通知「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について（平成20年11月11日社援第1111003号）」に基づく、社会福祉士実習指導者講習会（以下、「講習会」という）を実施しています。

局長通知では、講習会の終了後は、速やかに所定の様式により講習会修了者名簿を地方厚生（支）局長に提出することとされています。この所定の様式には、講習会修了者の性別記載欄があり、講習会主催者は受講者の性別確認を行う必要があります。しかし、講習会修了者名簿の実際の活用方法を考えた場合、性別の届け出は不要ではないかという指摘が、講習会を実施している都道府県社会福祉士会（以下、「県士会」という。）からありました。

日本社会福祉士会では、講習会で受講者の性別情報を活用しているか、性別確認が必要かどうかについて県士会にアンケート調査を実施しました。その結果、性別情報について講習会のグループ分けの際に活用するとして県士会が3県士会ありましたが、その3県士会においても性別情報がなくても運営に支障はなく性別確認は不要とのことでした。

また、講習会主催団体から講習会修了者の個人情報や養成校に提供することはなく、養成校から施設に学生が実習に行く際に必要な情報は、養成校と施設とで個別に調整を行い確認されると思われるため、この点からも講習会において性別確認をする必要性はないと考えます。

性別違和の当事者への合理的配慮、研修運営には必要がなく養成校への情報提供をしていないこと、必要以上の個人情報を収集しないという世の中の流れからも、講習会修了者名簿から性別欄を削除する通知の改正を要望いたします。